

茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）に関する意見募集結果について

1 意見募集期間

令和6年2月3日（土曜日）から令和6年2月29日（木曜日）まで 27日間

2 募集方法

- ・茨城県ホームページ掲載
- ・いばらき電子申請・届出サービスでの受付
- ・青少年家庭課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧

3 提出された意見の概要

(1) 意見提出者数 11人

(2) 意見数 38件

別添表のとおり

(別添) 意見要旨と県の考え方

1 計画の基本的事項に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>第1章 1 計画策定の背景</p> <p>「コロナ禍以降の相談件数の増加、女性の抱える問題の多様化、深刻化が顕著になった」といった記述があるが、コロナ禍以前から女性をめぐる課題は複雑化して、複合化、深刻化していった状況であり、コロナ禍によっていっそう顕著になってきた。</p> <p>その背景認識が読み取れるような「計画策定の背景」記述が必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>「これは、非正規雇用者の経済的困窮、孤立、潜在化しやすい性暴力被害など、女性が長年抱えてきた問題の、多様化・深刻化が進んでいる現状が顕著に浮かび上がった結果といえます。」</p> <p>(1 ページ)</p>
2	<p>女性の問題は、男性優位の文化に原因・背景要因があるように思う。家庭生活、夫婦関係における基本的人権の尊重という、相互理解・相互尊重の文化をみんなで育てていく、創っていく取り組みが必要。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の目的や、基本理念を踏まえ、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」を本計画の基本理念のひとつにしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、困難な問題を抱える女性やその家族の支援にあたっては、家庭内での基本的人権の尊重についての意識醸成にも努めてまいります。</p>

2 支援対象に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>困難な問題を抱えるのは女性に限らないため、「困難な問題を抱える”すべての人”の支援」にした方がよい。茨城県はジェンダー差別意識が多い県だと感じる。女性も男性も、すべての困った人を一人でも多く支援できる体制を作ってほしい。</p>	<p>本計画策定の根拠となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、困難を抱えやすい境遇にある女性を支援することで男女平等に資することを目的としています。</p> <p>ご意見のとおり、女性以外で困難な問題を抱える人に対しても、それぞれの問題や状況に合った支援を提供できるよう、各種支援機関が連携して取り組んでまいります。</p>
2	<p>計画の対象として、例えば女性のひきこもり当事者やその家族、LGBTQ、介護などのケアラー、また本県在住の外国ルーツの女性も含まれるべきものと思うが、現在は記載されていない。想定される対象は、例示としてでも言及されるべきものと思う。</p>	<p>計画の支援対象は、困難な問題を抱える（おそれのある）女性すべてを想定しています。</p> <p>一定の対象を例示することにより、その他の問題が対象外であるような誤解を招かないよう、現在の記述としております。</p>
3	<p>計画の支援対象者について、性別二分法だけではなくりつつある時代の変化にも配慮し、トランスジェンダーについても十分に検討して具体化する重要な内容だと思う。</p>	<p>生物学的女性以外の方にも配慮する視点を取り入れるため、基本目標 I の課題に以下の記述を追加します。(21 ページ)</p> <p>なお、ゲイのカップル間のDVは、DV防止法に基づく被害者支援が可能です。</p> <p>「性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象女性にも配慮しつつ、関係機関とも連携して、可能な支援を検討することが求められます。」</p>
4	<p>計画の支援対象者に「女性の立場にある男性」も加えるべき。生物学的には男性でも性自認が女性の場合や、ゲイのカップル間のDVなどがあるため。</p>	<p>生物学的女性以外の方にも配慮する視点を取り入れるため、基本目標 I の課題に以下の記述を追加します。(21 ページ)</p> <p>なお、ゲイのカップル間のDVは、DV防止法に基づく被害者支援が可能です。</p> <p>「性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象女性にも配慮しつつ、関係機関とも連携して、可能な支援を検討することが求められます。」</p>

5	<p>知的障がいのある子ども（特に高校卒業後の子）を持つ女性は十分な就労時間を確保できず、障がい者のいる家庭の貧困へとつながっている。障がい者の母親への支援には、障がいのある子への合理的配慮と福祉サービスの充実が必要。</p>	<p>女性が抱える問題は、ご意見のとおり、知的障がいのある子どもなどの家族の問題に起因する場合や、DV問題と子育ての悩みのように他の問題と関わっている場合も多く見られます。そのため、基本目標Ⅰの主な取組1（1）県女性相談センターによる相談体制の充実の項目では、支援対象者が抱える問題だけでなくその背景、心身の状況や、支援対象者の周囲の状況なども把握することを記載しております。</p>
6	<p>女性問題は、子ども問題を入り口にして支援活動が多面的に多様にできる可能性がある。</p> <p>例えばDV問題をDV相談の枠内だけで見るのではなく、子育て相談の視点も入れ、子育て関係の支援員との連携を図りながら取り組む視点やネットワークの構築をお願いしたい。</p>	<p>障がいのある子どもへの合理的配慮や福祉サービス充実、子育ての悩みに対する支援についても、女性支援につながる取組であると認識し、障害福祉や子育て支援の部局と連携して取り組んでまいります。</p>

3 計画の策定過程と進捗管理に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>1章6 計画期間</p> <p>計画内の活動を明確にしてほしい。県民向けアンケート準備、本計画の意見募集の時期。意見の募集期間が30日を確保できるように、計画のスケジュール管理ができるように画図で表現していただきたい。</p>	<p>次回計画策定時には、今回、パブリックコメント期間が27日と30日を確保できなかった点を反省し、改善してまいります。</p>
2	<p>計画の正当性やその内容の妥当性、またその検討過程の透明性確保の観点からも、策定過程の情報も付記すると良いと思う。</p>	<p>ご意見をふまえ、第1章に「計画策定過程」を追加します。 (5ページ)</p>

3	<p>2章 I -1 回答の状況</p> <p>調査方法について、ネットモニターに限定せずすべての県民に回答していただくよう検討した方がよい。</p> <p>現実困っている方からの意見を優先的に尊重すべきと思う。連携して支援を行う主な関係機関などにも掲載する必要あり。未成年対象も検討してもいいと思う。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、次回計画策定時には、より広範な意見を募れるよう検討してまいります。</p>
4	<p>計画の更新や期間内にPDCA行動を円滑に進めるため、活動内容の評価の公開や共有を記載してはどうか。特に計画の更新に当たっては、最終的な案の前に、支援活動の振り返りを行って公開し、公論の下で新たな計画を策定されるべきと思う。</p>	<p>計画期間中は、支援調整会議（代表者会議）で施策の評価や進捗管理を行います。また計画改定時には、アンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより広く県民の皆様の意見を募ります。</p>
5	<p>支援調整会議の資料・議事録・会議そのものを、個人情報等に配慮しながらも、なるべく公開するようにしてはどうか。</p> <p>特に代表者会議は支援活動全体の評価や振り返りを行う場となるものと推定するため、その内容を公開することで、支援に関わる広範囲の方々の活動への理解を助けること、また、支援活動のPDCAやよりよい計画更新につながる。</p>	<p>個人情報を取り扱う場合や、議論や議題の中身によっては、公開に適さない場合もあるため、支援調整会議において、個別に公表の適否や範囲を検討してまいります。</p>

4 基本目標 I の施策に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>女性被害者を避難させる取組について、再発防止のためには、加害者への教育プログラムが用意されても良いと思うため、教育・更生の検討の文面は取り入れた方が良い。</p>	<p>本計画と一体的に推進する「茨城県DV対策実施計画」において、加害者対策に関する国の研究や先進事例等の情報を収集し加害者への対応について検討することとしておりますことから、次期計画に向け加害者対応についても検討してまいります。</p>
2	<p>デートDV出前講座は、大学、専門学校、高等学校だけでなく、中学校から行って意識させることが大事であると思う。 講座は対面する機会なので、その際にアンケートを実施してはどうか。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 より若い世代からデートDVの危険性を伝えることは重要ですが、講師の確保などに課題があり、年間20回程度の開催のため、当面、対象を高校生以上とさせて頂いております。 出前講座の拡充やアンケートの実施については、今後、検討してまいります。</p>
3	<p>「相談共通シート」の導入、ワンストップ体制の構築は重要。一方で、市町村の相談窓口は身近であるがゆえに相談できないとの声もある。</p>	<p>「相談共通シート」の導入やワンストップ体制の構築に取り組むとともに、困難な問題を抱えた女性が複数の相談窓口から相談しやすい窓口を選択できるよう、多様な相談窓口やツールの確保に努めます。</p>
4	<p>作成例が示されている「相談共通シート」は、「職員の対応マニュアル」とセットにすることで、担当職員の不在や異動があっても標準化した市民サービスが可能となる。</p>	<p>ご意見を参考に、県や市町村における相談対応の標準化に取り組んでまいります。</p>

5	<p>相談共通シート導入の将来的な構想は、どのように考えているか。市町村だけでなく、学校や警察、医療機関などの相談窓口も聞き取り情報を記録できるようにした方がよい。</p>	<p>ご意見をふまえ、相談共通シートの活用方法の補足に以下の記述を追加します。(24 ページ) 「警察や医療機関など、外部の支援機関が記録することも想定されます。」</p>
6	<p>県内市町村においては、子ども事案の相談対応担当に比べて女性相談対応担当の配置が少なく、市町村へ女性相談支援員の配置を促すことで人数を増やすことにつながる。 市町村が取り組みやすいよう具体的な例を含めた記述が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、市町村での女性相談支援員の配置を促してまいります。市町村ごとに女性支援における実情や課題は様々であるため、計画は修正せず、各市町村の課題や実情に応じて、なるべく具体的な情報提供に努めていきます。</p>
7	<p>県の役割として、市町村に対する女性支援新法と本計画の説明会を実施してほしい。法自体の効果が発揮されるために、理念や変更点、改善点を十分理解する必要がある。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、市町村を対象にした説明会の開催を検討してまいります。</p>
8	<p>女性相談支援員の雇用環境についての観点が抜け落ちているのが気になる。 相談員には、非正規雇用や1年契約更新などの不安定な雇用形態が多いことが分かっている。高い専門性や仕事内容に見合った待遇をお願いしたい。</p>	<p>女性相談支援員の手当については、国の女性相談支援員活動強化事業が拡充され、令和6年度から、研修受講の有無や経験年数に応じた手当と勤勉手当が支給されることとなったところです。県としましても、こうした国の動きを反映させ、女性相談員の待遇改善に努めてまいります。</p>
9	<p>相談窓口情報を広報する場所が「幼稚園や保育園、医療機関(小児科、産婦人科、精神科)、スーパーマーケットなど」とあるが、学校や警察機関にも必要と思う。</p>	<p>当該箇所は、困難な問題を抱えている女性が訪れる可能性の高い場所での窓口情報掲載を想定しており、その一例を挙げたものです。ご意見をふまえ、未成年や若年の女性への周知を想定した「学校」を追加します。(25 ページ)</p>

10	<p>配偶者暴力相談支援センターを県北・県南・県央・県西・鹿行の各地域で、まずは少なくとも1か所設置出来れば相談場所の選択肢が増え、相談しやすくなると思う。</p>	<p>本計画と一体的に推進する「茨城県DV対策実施計画」においては、配偶者暴力相談支援センターを6市町村に設置する目標としています。ご意見をふまえ、地域バランスも考慮しながら設置促進に取り組んでまいります。</p>
11	<p>市町村への配偶者暴力相談支援センターの設置目標を明示してほしい。</p> <p>センター設置は機能の整備が重要であり、市町村の庁舎内に位置付けるだけでも可能。緊急を要する場合、身近に設置されているのが相談体制として望ましい。</p>	<p>本計画と一体的に推進する計画として位置付ける「茨城県DV対策実施計画」(参考資料として添付)において、配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数を「6市町村」とする目標を定めています。</p>
12	<p>数値目標に「市町村基本計画の策定44市町村」があるのは、意気込みが評価できる。しっかり進めてほしい。</p>	<p>市町村の基本計画策定をしっかりと支援してまいります。</p>
13	<p>3(2)アウトリーチ支援の実施に向けた検討</p> <p>数値目標と支援実施に向けた検討が通じてないように思う。</p>	<p>当該箇所に掲載した数値目標は、基本目標Ⅰ全体に係る数値目標です。基本目標ごとに、【課題】【施策の方向性】【主な取組】【数値目標】という構成としています。</p> <p>誤解を招かないよう、基本目標Ⅱ、Ⅲも含め、数値目標の前のスペースを広く修正します。(25, 29, 33 ページ)</p>

5 基本目標Ⅱの施策に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>ひとり親家庭への支援について、離婚時、子の養育費の取り決めをする事例は50%に満たず、養育費を受け取っているのはそのうちの25%に満たないとのこと。行政が主体となる養育費の立替払い制度に関する施策が必要。</p> <p>また、ひとり親への諸手当支給等の情報提供だけでなく、離婚時の子の養育費請求に関する情報提供も必要。</p>	<p>ご意見をふまえ、養育費確保に関する取り組みを以下のように記載します。(28 ページ)</p> <p>「ひとり親家庭の養育費確保のため、ひとり親家庭や離婚を考える親を対象に、茨城県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、弁護士による専門相談等により、養育費に関する情報提供に努めていきます。」</p> <p>なお、養育費については、国において家族法制の見直しが進められておりますので、動向を注視し、県としても必要な対応を行ってまいります。</p>
2	<p>28 ページの数値目標にある、高等職業訓練促進給付金の受給者数は1年の数値か。</p>	<p>1年の数値です。ご意見を踏まえ、目標値を「年〇件」の記述に修正します。(29 ページ)</p>
3	<p>数値目標について、受給者数や生活再建率といった支援そのものの効果を指標化されている点が評価できる。例えば、経済的自立につなげた人数など、支援そのものの効果を更に目標、ないし、モニタリング指標として設定いただき、評価と見直しの実効性を高めていただければと思います。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>次期計画策定時には、今期の計画の達成状況も踏まえながら、支援の効果をさらに検証できるような指標を検討してまいります。</p>

6 基本目標Ⅲの施策に関する内容

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>連携して支援を行う主な関係機関に、出入国在留管理庁を加えてはどうか。</p> <p>本支援では外国籍の方の支援も想定されるが、在留資格に関わる問題が生じたり、被支援者の意向などに応じて速やかな帰国を支援することが合理的である場合も考えられるため。</p>	<p>ご意見をふまえ、連携して支援を行う主な関係機関に、実際に在留資格に関する事務を担う「出入国在留管理局」と、外国籍の方からの相談業務を担う「県国際交流協会」を追加します。</p> <p>(5ページ)</p>
2	<p>民間団体の中には、支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、「県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う」と記載してはどうか。</p> <p>なお、情報収集は一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望む。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>特に、連携する民間団体については、女性支援団体としての適性を慎重に判断いたします。</p>
3	<p>民間団体との連携・協働について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知(Q&A)を本事業でも遵守すると記載してはどうか。</p> <p>また、NPO等の民間支援団体は、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市町村には把握する各団体の情報を極力公にすることや市民の求めに応じて極力開示されることを望む。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、当該通知は「若年被害女性支援事業」の実施に関するものであり、本県で当該事業を実施する場合には、その内容を順守してまいります。</p> <p>NPO法人の情報公開についてのご意見は、関係部局に共有させていただきます。</p>

4	<p>困難女性支援法モデル事業（若年被害女性等支援事業）で、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いている事例がある。このような混乱は、何よりも支援対象者のためにならないため、混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望む。</p>	<p>ご意見をふまえ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
5	<p>支援対象者の個人情報の取扱いについてルールを設定し、民間団体を含む関係機関はそれに従いつつ関係者で速やかにかつ確実に情報を共有することを記載してはどうか。</p> <p>本支援の効果を活かすには複数の機関の協働によって切れ間・隙間の無い状況を得る必要があり、そのためには支援対象者の情報共有が欠かせない。緊急時や支援対象者が意思を示すことができない状況も想定し、一定のルールの下で速やかに支援対象者の了解なしでも共有できることが好ましいように思う。</p>	<p>支援対象者の個人情報を共有する支援調整会議の構成員には、困難女性支援法に基づき秘密保持義務（罰則あり）が課されております。また、民間団体が県や市町村からの委託により支援を行う場合には、事前に個人情報の取扱いについて、取り決めております。</p> <p>例示いただいた、緊急時で支援対象者が意思を示すことができない状況においては、個人情報保護法第27条第2項（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。）に基づき対応してまいります。</p>
6	<p>民間シェルターによる一時保護制度の導入に対し、財政措置についても明記すべき。</p> <p>利用時のみに給付が留まりがちだが、シェルター事態には維持管理費が必須であるため、「年間通した財政支援体制を構築する」など明記すべき。</p>	<p>民間シェルターによる一時保護は、法と厚生労働省令に基づき県と民間施設が委託契約を締結して行います。</p> <p>国庫補助を財源に、利用実績に応じて委託費の支払いを行うもので、空室補償や維持管理費は前提としておりません。</p>
7	<p>相談支援に携わる相談員や職員の資質向上のための研修会は、連携する民間にも対象を拡大し、「支援調整会議で連携する構成員」としてほしい。</p>	<p>相談支援に携わる相談員や職員の資質向上のための研修会の参加者につきましては、研修会の専門性や秘匿性も考慮し、その都度検討させていただきます。</p>

8	<p>性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実について、児童生徒に対する教育内容は、学校以外でなされるものも含めて、公開されること、保護者等には事前に通知することを記載してはどうか。</p> <p>家庭を経由した教育内容の充実・定着につなげるとともに、支援活動を支える地域社会等への理解促進につながることを期待される。</p>	<p>頂いたご意見は、関係部局と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実に、包括的性教育の推進を追加してほしい。</p> <p>性被害や予期せぬ妊娠などが起こらない社会が望ましく、そのためには包括的性教育が必要であり、生涯教育としても位置付けるべき。</p>	<p>頂いたご意見は、教育庁と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>